

長井市監査委員告示第7号

定例監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、下記のとおり定例監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表する。

令和5年11月27日

長井市監査委員 梅津 宏 明

長井市監査委員 勝見 英一朗

記

1 監査の範囲 令和5年度（令和5年4月～令和5年10月）の一般会計及び水道事業会計にかかる財務事務及び関連事務の執行状況

2 監査の期日及び監査対象課

年 月 日	監 査 対 象 課
令和5年11月27日（月）	税 務 課 上下水道課（水道事業会計）

3 監査の結果

提出された関係書類、帳簿等を審査した結果、予算の執行等の財務に関する事務は長井市財務規則等に基づいて概ね適正に執行されているものと認められたが、税務課については、随意契約における予定価格の設定において長井市契約の規則第25条に準拠していないものが見受けられた。また、文書管理事務について、情報公開区分が不適切なものが見受けられたため、留意を求めた。